

## 我孫子市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定により定める我孫子市都市計画マスタープランの策定又は変更に関し必要な事項について協議又は調整を行うため、我孫子市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

### (委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長には都市計画課長を、副委員長には企画課長をもって充てる。

3 委員長は、会務を取りまとめ、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に別表に掲げる職員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、都市部都市計画課において処理する。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

市長部局	企画課長 資産経営課長 市民活動支援課長 市民安全課長 社会福祉課長 手賀沼課長 クリーンセンター課長 商業観 光課長 企業立地推進課長 農政課長 道路課長 交通課長 下水道課長 治水課長 都市計画課長 建築住宅課長 公園 緑地課長 市街地整備課長
水道局	経営課長
教育委員会	文化・スポーツ課長